

綿 ス フ 織物情報

2018年(平成30年) 12月号 Vol. 1833

発行所： 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

綿工連等3団体の監事監査実施／「第5回機屋の直売会」開催／「第8回日中韓繊維産業協力会議」開催／近畿以西事務局会議開催／JFW-Premium Textile Japan 2019 A/W・Japan Creation 2019展開催／平成30年度第一次補正予算案成立／下請取引の適正化について親事業者に要請／第124回繊維通商問題委員会開催／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●綿工連等3団体の監事監査実施

11月2日(金)、一般財団法人日本綿スフ機業同交會事務所において、日本綿スフ織物工業組合連合會、日本綿スフ織物工業連合會及び一般財団法人日本綿スフ機業同交會3団体の平成30年度上期の事業実施状況、収支状況について監事監査が行われた。

●「第5回機屋の生地直売会」開催

11月1日(木)、2日(金)の2日間、東京中目黒のレンタルスペース“さくら”中目黒において綿工連綿's倶楽部主催の生地販売會が開催された。遠州から1社、播州産地から2社の3社が出店した。例年より来客数は少なかったが、機業から直接織物の工程などの説明を受けることができ熱心に選んでいた。

次回の開催については、時期、会場の変更も含めて、より効果的な集客を検討して決定することとした。

●「第8回日中韓繊維産業協力會議」開催

11月5日(月)、第8回日中韓繊維産業協力會議が中国陝西省西安市において開催され、綿工連より平松會長、金澤専務理事が出席した。

当日は、中国紡織工業連合會孫會長、中国繊維産業連合會成會長、日本繊維産業連盟鎌原會長からの挨拶の後、①各国の繊維産業の現状と展望、②日中韓FTAへの取組み(議長：韓国)、③サステイナビリティ(繊維産業の環境・安全問題)(議長：日本)、④ファッション・テクノロジー(議長：中国)についてセッションが行われた。

◎会議の最後に日中韓3か国において以下の内容で「合意書」を発出した。

1. 繊維産業の通商問題

日中韓繊維産業界は、貿易動向と海外投資について情報交換を行い、3か国間での協力を深めることについて議論した。日中韓繊維業界で情報の交換と情報の共有を強化し、関連分野の研究を進めていくことで合意した。日中韓繊維業界は、RCEPおよび日中韓FTAの早期発効により、高いレベルでのアジアにおける自由化がさらに進むことが、3か国の繊維産業にとって有用であることを再確認した。

2. サステナビリティ

持続可能な開発という考えの世界的な広がりや持続可能性に対する関心の高まりに鑑み、日中韓繊維業界は、繊維産業の持続可能な発展について共通理解を図り、強固な協力関係を築き、報告すべき情報の共有を促進し、日中韓の繊維産業の交流とサプライチェーンのガバナンス強化を共に進めることで合意した。

3. ファッションテック

日中韓繊維業界は、ファッション&テクノロジー分野の最新動向を紹介し、デジタル技術に焦点を置いた取り組みについて報告するとともに、将来の動向について議論した。今後は、情報交換を進めることで、将来に向けての協力の可能性を模索することで合意した。

4. 緊密な対話と協力のために、日中韓繊維産業は、第9回日中韓繊維産業協力会議を韓国で開催することで合意した。その準備に向けた実務委員会(WG)を日本で開催する。

2018年11月5日

日本繊維産業連盟

中国紡織工業連合会

韓国繊維産業連合会

会長 鎌原 正直

会長 孫 瑞哲

会長 成 耆鶴

●近畿以西織物組合事務局会開催

11月9日(金)、九州産地筑後市において近畿以西の織物組合事務局会議を開催した。

当日は8産地の事務局長が出席し、平成29年度の会計報告の後、綿工連より①繊維産業における外国人実習の適正な実施等について、②繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画について、③消費税の軽減税率制度について説明があった。その後各産地組合の実施している事業や各産地の現況について報告された。

●Premium Textile Japan 2019A/W、Japan Creation 2019 展開催

11月21日(水)、22日(木)の両日、東京国際フォーラムにおいて、一般社団法人日本ファッションウィーク推進機構主催の「Premium Textile Japan2019A/W 展」、「Japan Creation 2019



展」が開催された。

工連傘下企業から、遠州の古橋織布、高島の杉岡織布、播州の桑村繊維、備中の井原デニム、広島のカイハラ、篠原テキスタイルがPTJに出展した。JCにはハママツ・ファブリック・パフォーマーズ、岡山県織物構造改善工業組合のブースにショーワ、タケヤリ、丸進工業の3社が共同出展、徳島国府町商工会のブースは長尾織布、岡本織布工場が出展した。

●平成30年度第一次補正予算案成立

11月7日(水)、10月15日に閣議決定され24日の臨時国会に提出された平成30年度第一次補正予算案が成立した。総額9,356億円の内、北海道地震や豪雨などの災害からの復旧・復興対策費として7,275億円が計上された。(本誌11月号参照)

●下請取引の適正化について親事業者に要請

経済産業省は、11月27日付で親事業者(約21万社)等に対し下請取引の適正化等について要請することを発表した。具体的には、下請代金支払遅延等防止法の遵守、金融繁忙期の下請事業者の資金繰りへの配慮、適切な取引価格の決定、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等を要請している。

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号(下請法))の違反行為への厳正な対処を行うとともに、同法の普及啓発を行っている。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/11/20181127005/20181127005-1.pdf>

経済産業省ニュースリリース(2018.11.27)

●第124回繊維通商問題委員会開催

11月26日(月)、織産連の第124回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-9月期、2018年9月・織産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)第8回日中韓繊維産業協力会議報告ほか、説明と意見交換があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-9月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	655,110	101.8	5,983	104.0
輸入	3,179,183	104.7	28,986	106.8

①2018年9月単月に関しては、輸出は円ベースで70,835百万円(前年同月比94.8%)、輸入は円ベースで422,519百万円(前年同月比105.6%)。

②2018年1-9月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は98.2%、糸類(紡績糸・合繊糸)は100.9%で、うち綿糸は96.9%、毛糸は132.4%、合繊糸は99.8%。織物は98.4%で、うち綿織物は92.8%、毛織物は108.4%、合繊織物は99.1%。二次製品は105.7%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は108.8%、糸類(紡績糸・合繊糸)は102.9%で、うち綿糸は99.4%、毛糸は108.8%、合繊糸は104.6%。織物は102.5%で、うち綿織物は101.5%、毛織物は104.1%、合繊織物は103.5%。二次製品は104.8%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-9月累計)

I. 2018年1-9月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは102.2%、欧州104.6%、アフリカ115.0%。

II. アジアにおいては中国が100.5%。シェアは29.7(前年同期比-0.4ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが107.5%、ミャンマー120.1%、ベトナム107.6%。アセアン全体では105.6%、シェアは25.4%(前年同期比+0.9ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアは95.7%と減少傾向が続く。アセアン以外では、パキスタン129.5%、前年同期に減少したバングラデシュが116.2%と堅調に推移。インド114.2%と引き続き伸びている。台湾は99.1%。欧州ではイギリスが105.2%、フランス99.9%、ドイツが108.1%、イタリア111.6%。

III. 米州は106.1%、シェアは10.6%で前年同期比+0.4ポイント。

②輸入(2018年1-9月累計)

I. 2018年1-9月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が104.7%、米州102.1%、欧州106.9%。

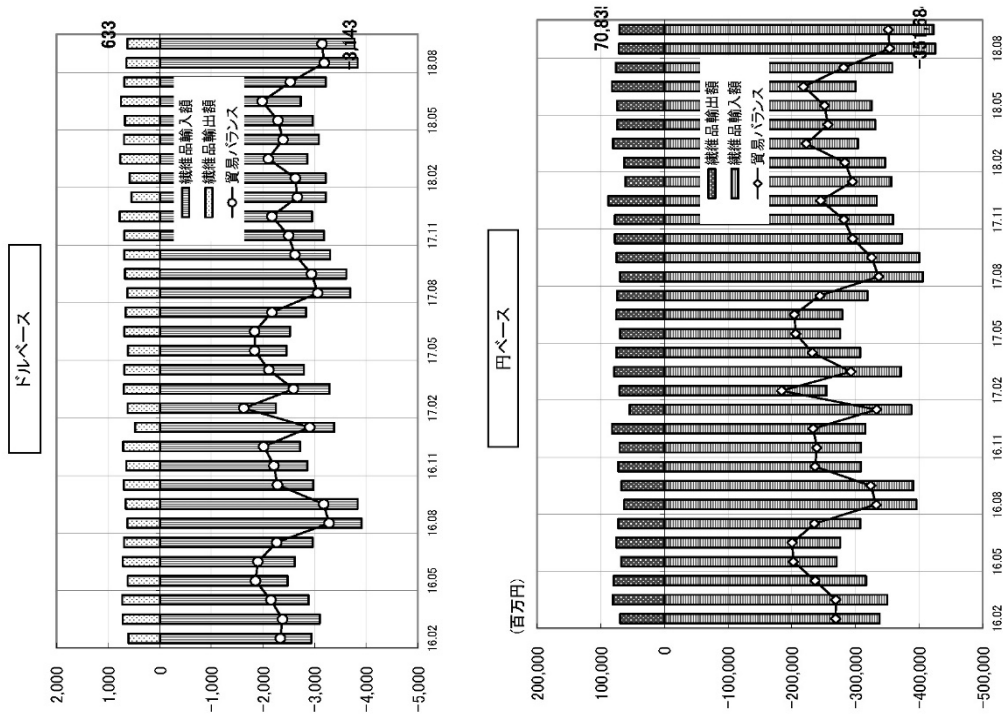
II. アジアでは中国が95.0%。シェアは57.4%(前年同期比-2.7ポイント)と引き続き減少。

III. アセアン全体では114.4%。主要国はベトナム118.2%、インドネシア109.7%、カンボジアが118.9%、マレーシアが106.3%、ミャンマー122.0%、インド107.3%、タイ104.2%と伸びている。アセアンのシェアは26.2%(前年同期比+2.2ポイント)と安定している。ベトナムのシェアは12.2%(前年同期比+1.4ポイント)と堅調。アセアン以外では韓国102.1%、パキスタン118.2%、バングラデシュは121.3%、インド107.3%、台湾103.4%、イギリス107.6%、フランス104.3%、イタリア106.4%、アフリカ99.8%。

今回の繊維通商問題委員会は来年1月30日(水)開催予定。



輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		為替レート 円
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万円	百万円	
16.02	602.3	69,273	2,940.0	338,156	-2,337.7	-288,883	115.02
16.03	716.5	81,013	3,096.6	350,138	-2,380.1	-289,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	270,494	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,982	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,592	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,836.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110.03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111.37
18.08	646.1	71,761	3,832.4	425,623	-3,186.2	-353,862	111.06
18.09	633.1	70,835	3,776.2	422,519	-3,143.1	-351,684	111.89
18.01-09	5,983.3	655,110	28,985.4	3,179,183	-23,002.1	-2,524,073	
前年同期額	5,754.0	643,245	26,837.9	3,001,869	-21,083.9	-2,358,624	
前年同期比	229.3	11,865	2,147.6	177,314	-1,918	-165,449	
	104.0%	101.8%	108.0%	105.9%	109.1%	107.0%	



繊維品輸出総括表9月実績、1-9月対比

品目	単位	2017年1~9月			2018年1~9月			前年同期比(%)			2018年9月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	376,554	696,339	77,858	348,280	698,666	76,485	92.5	100.3	98.2	32,233	70,200	7,855	75.2	82.7	83.6
合繊短繊維	トン	141,334	527,311	58,949	134,245	553,428	60,591	95.0	105.0	102.8	12,651	57,323	6,414	70.9	84.9	85.8
セルロース短繊維	トン	14,717	66,544	7,445	10,579	47,937	5,242	71.9	72.0	70.4	702	3,344	374	46.8	50.0	50.5
糸類	トン	99,463	818,775	91,542	98,164	843,710	92,357	98.7	103.0	100.9	10,631	89,583	10,023	88.8	88.9	89.9
毛糸	トン	284	8,809	982	331	11,837	1,299	116.9	134.4	132.4	34	1,086	121	103.0	94.6	95.3
綿糸	トン	2,555	17,108	1,915	2,385	17,019	1,857	93.3	99.5	96.9	217	1,524	170	80.7	67.5	68.0
合繊糸	トン	83,127	604,273	67,554	81,603	615,716	67,403	98.2	101.9	99.8	8,988	67,071	7,505	88.4	89.4	90.4
セルロース繊維糸	トン	9,405	117,128	13,105	9,474	126,365	13,831	100.7	107.9	105.5	935	12,880	1,441	85.7	96.0	97.0
織物類	千㎡	595,560	1,763,517	197,152	589,317	1,771,865	193,934	99.0	100.5	98.4	58,069	176,995	19,804	89.0	92.4	93.4
綿織物	千㎡	85,538	324,852	36,307	78,568	308,245	33,705	91.9	94.9	92.8	7,472	29,761	3,330	74.9	81.3	82.2
絹織物	千㎡	3,607	37,762	4,222	3,586	34,273	3,747	99.4	90.8	88.8	375	3,298	369	98.4	81.7	82.6
毛織物	千㎡	14,365	137,908	15,382	14,411	151,513	16,676	100.3	109.9	108.4	1,604	17,864	1,999	93.5	100.8	101.9
合繊織物	千㎡	406,346	954,206	106,706	413,862	966,827	105,776	101.8	101.3	99.1	40,662	96,648	10,814	93.0	97.0	98.0
セルロース繊維織物	千㎡	37,572	159,342	17,815	35,815	159,693	17,467	95.3	100.2	98.0	3,653	14,683	1,643	90.6	83.3	84.3
二次製品	トン	136,160	2,475,355	276,694	144,126	2,689,088	292,334	105.9	107.8	105.7	15,848	296,300	33,153	99.4	99.4	100.4
衣類	トン	3,078	426,956	47,745	3,191	472,848	51,846	103.7	110.7	108.6	438	58,778	6,577	95.6	103.0	104.2
その他	トン	133,082	2,048,399	228,950	140,935	2,196,240	240,487	105.9	107.2	105.0	15,409	237,522	26,576	99.5	98.5	99.6
総計	トン	696,339	5,753,986	643,246	672,853	5,983,329	655,110	96.6	104.0	101.8	66,781	633,078	70,835	83.5	93.7	94.8

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19200.7019.19900.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表9月実績、1-9月対比

品目	単位	2017年1~9月			2018年1~9月			前年同期比(%)			2018年9月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	215,970	476,289	53,301	221,752	529,551	58,009	102.7	111.2	108.8	21,460	51,760	5,791	101.2	114.6	115.8
未ゆ・生糸	トン	446	21,779	2,438	386	21,289	2,334	86.6	97.8	95.8	21	1,212	136	41.2	44.2	44.9
羊毛等	トン	8,963	93,501	10,474	8,771	113,145	12,397	97.9	121.0	118.4	874	12,543	1,403	138.5	183.1	185.1
綿花	トン	79,680	126,955	14,210	77,038	125,480	13,737	96.7	98.8	96.7	7,010	10,643	1,191	105.3	107.9	109.2
合繊短繊維	トン	58,997	119,712	13,391	65,018	142,877	15,660	110.2	119.4	116.9	6,813	14,800	1,656	106.9	117.4	118.6
セルロース短繊維	トン	11,312	26,845	2,999	12,514	29,928	3,278	110.6	111.5	109.3	1,325	3,241	363	100.0	103.1	104.3
糸類	トン	221,352	887,835	99,326	221,768	932,546	102,232	100.2	105.0	102.9	21,662	90,728	10,152	90.9	94.5	95.5
毛糸	トン	5,091	102,364	11,457	4,970	113,692	12,460	97.6	111.1	108.8	417	9,689	1,084	77.2	95.2	96.2
絹糸	トン	956	49,652	5,555	848	50,226	5,498	88.7	101.2	99.0	86	5,036	564	76.8	82.7	83.7
綿糸	トン	43,157	172,140	19,265	42,589	174,506	19,140	98.7	101.4	99.4	3,843	16,202	1,813	89.1	92.2	93.2
合繊糸	トン	155,464	480,724	53,764	157,417	513,303	56,264	101.3	106.8	104.6	15,801	51,448	5,757	92.4	96.9	98.0
セルロース糸	トン	11,602	54,367	6,086	11,019	52,354	5,739	95.0	96.3	94.3	1,043	4,945	553	84.5	93.9	94.9
織物類	千㎡	679,845	988,856	110,621	706,415	1,034,759	113,406	103.9	104.6	102.5	69,977	93,922	10,509	97.3	94.8	95.8
綿織物	千㎡	188,241	186,693	20,890	189,236	193,439	21,199	100.5	103.6	101.5	17,218	17,244	1,929	86.0	90.9	91.9
絹織物	千㎡	3,735	32,699	3,659	3,147	33,929	3,722	84.2	103.8	101.7	299	3,084	345	74.9	98.2	99.1
毛織物	千㎡	15,146	131,579	14,687	13,976	139,343	15,282	92.3	105.9	104.1	1,306	9,804	1,097	75.7	73.2	74.0
合繊織物	千㎡	391,742	417,758	46,745	413,732	441,230	48,360	105.6	105.6	103.5	41,467	42,315	4,735	101.7	99.7	100.8
セルロース織物	千㎡	57,450	35,040	3,922	62,004	39,195	4,296	107.9	111.9	109.5	6,878	3,704	414	103.0	99.7	100.7
二次製品	トン	1,483,143	24,794,066	2,773,040	1,546,176	26,488,589	2,905,536	104.3	106.8	104.8	208,937	3,539,790	396,067	102.4	104.9	106.0
衣類	トン	792,447	20,801,169	2,304,049	834,572	22,097,105	2,424,134	105.3	107.3	105.2	124,944	3,025,861	338,564	103.7	105.3	106.4
その他	トン	690,696	4,192,897	468,991	711,604	4,391,484	481,402	103.0	104.7	102.6	83,993	513,929	57,504	100.4	102.5	103.6
総計	トン	2,070,877	27,147,046	3,036,289	2,141,077	28,985,445	3,179,183	103.4	106.8	104.7	266,769	3,776,200	422,519	100.8	104.4	105.6

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19090.7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。

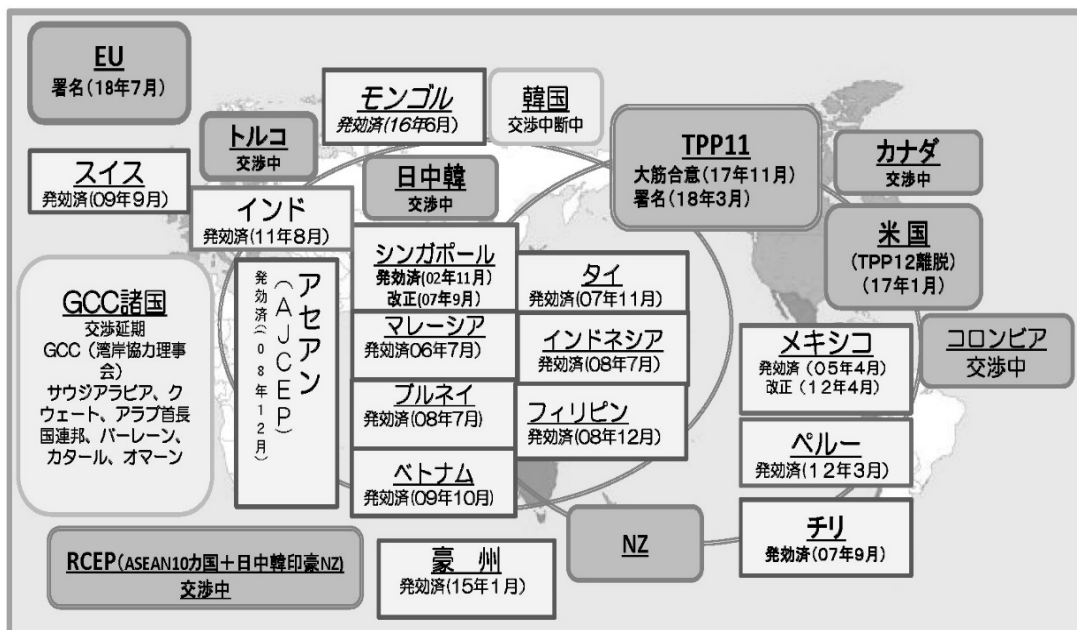


EPA (経済連携協定) / TPP (環太平洋パートナーシップ協定) の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域)： シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等： TPP11(大筋合意)18年3月に署名、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)、日EU(大枠合意、交渉妥結)18年7月に署名
- 交渉中(3カ国、4地域)： RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)

EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	★(11月)					△(3月)										
メキシコ		◆(11月~)	★(4月)								△(8月)	▲(4月)					
マレーシア			◆(1月~)	★(12月)	★(7月)												
チリ						◆(2月~)	★(9月)										
タイ			◆(2月~)				★(4月)	★(11月)									
インドネシア					◆(7月~)		★(6月)	★(7月)									
ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)										
ASEAN全体 (AJCEP) (注)		《物品貿易等》	◆(6月~)			★(4月)	★(12月)				◆(10月~)						
フィリピン			◆(2月~)		★(9月)		★(12月)										
スイス						◆(5月~)	★(2月)	★(9月)									
ベトナム						◆(1月~)	★(12月)	★(10月)									
インド						◆(1月~)					★(2月)	★(6月)					
ペルー							◆(6月~)			★(5月)	★(3月)						
豪州						◆(4月~)						★(7月)	★(1月)				
モンゴル											◆(6月~)		★(2月)	★(6月)			
TPP12												◆(7月~)		★(2月)			
TPP11																◆(5月~)	★(3月)
EU																	◆(4月~)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。 4

EPA(経済連携協定)の現状(交渉中等)

◆:交渉開始

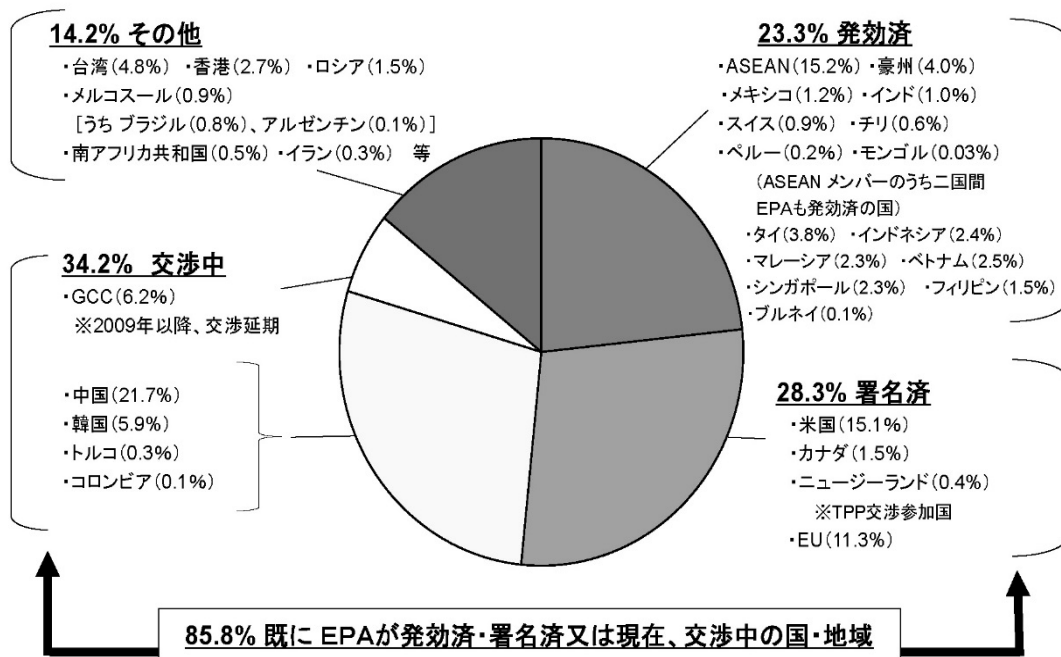
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
韓国 (注1)		◆(12月~)														
GCC (注2)				◆(9月~)												
カナダ												◆(11月~)				
コロンビア												◆(12月~)				
日中韓												◆(3月~)				
RCEP (注3)													◆(5月~)			
トルコ																◆(12月~)
ASEAN全体 (AJCEP)																◆(10月~)

(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。
 (注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。GCCとの交渉は延期中。
 (注3) RCEP:東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。



日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易額ベース)



85.8% 既に EPAが発効済・署名済又は現在、交渉中の国・地域

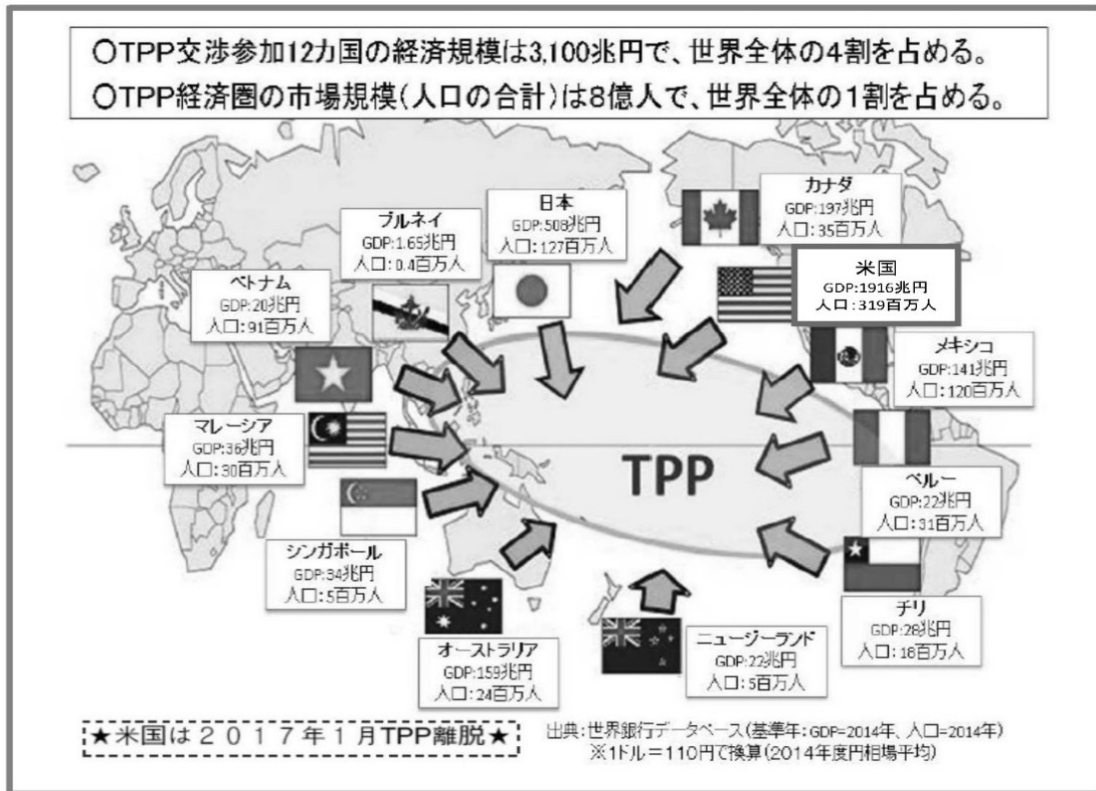
【参考】主要国のFTA比率^(注)

日本: 51.6%、米国: 47.2%、EU: 32.8%、韓国: 68.2%、中国: 38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。

●TPPの概要



●TPPをめぐる動き

TPP協定第24章(中小企業)では、締約国に対して本協定の本文、概要、中小企業のための情報、他の締約国のウェブサイト及び自国の領域において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると各締約国が考える情報を提供する事を規定している。本規定に基づき、関連のウェブサイト等が取りまとめられている。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001718.html (外務省HP外交政策)

11月20日、21日には東京で首席交渉官会合が開かれ、茂木経済再生相から12月30日の発効が改めて報告された。ベトナムも11月15日に国内手続きを終え批准した。チリは来年早々に国内手続きを終了する見込み。また、来年1月中旬か下旬に第1回TPP委員会を開催することで調整している。この委員会の議長は日本が務める予定。



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

1

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。

TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

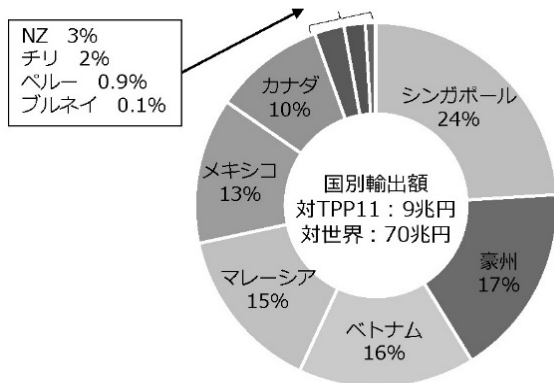
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

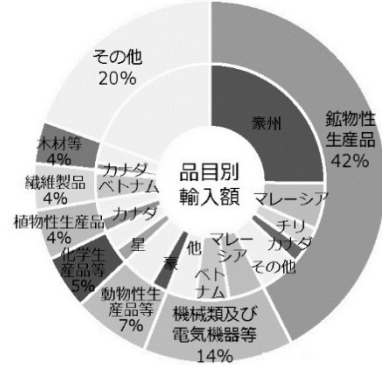
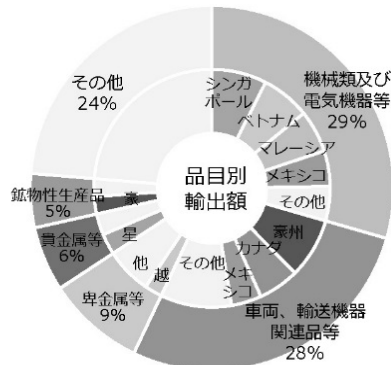
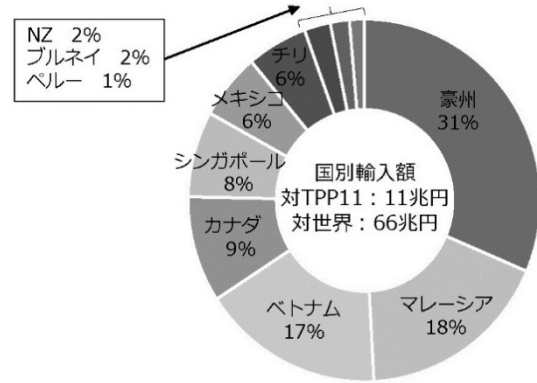
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)





2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kg等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kg
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品等	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3%等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((化合繊製オーバーコート等)	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14%

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1日発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃



⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3)繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。
<その他の要件>
 - ①弾性生地ルール
61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。
 - ②縫糸ルール
61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。
 - ③絹100%の着物に関するルール
着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。
※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹

100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される商品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

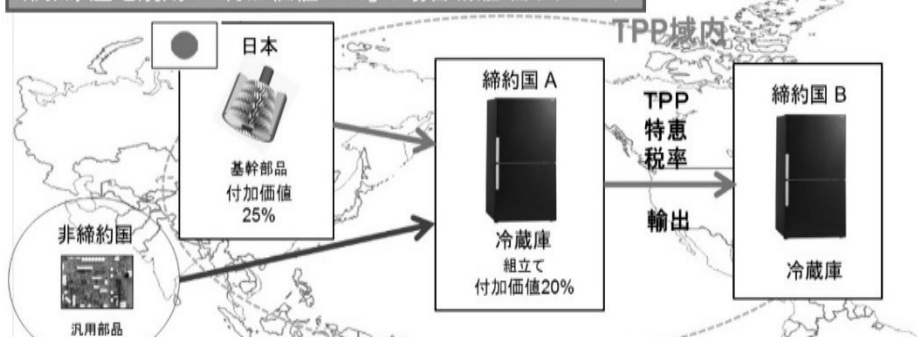
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の**原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)**。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する**完全累積制度**を採用。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

11月6日、協定の締結について承認案と関連法案を閣議決定した。EUにおいては、11月欧州議会で可決され、12月の欧州議会本会議で採決される見通し。年内に双方の批准が終われば、来年早い時期での発効が見込まれる。この協定が発効すれば、双方の関税が広く撤廃・削減され、世界の国内総生産(GDP)の約3割、貿易の約4割を占める自由貿易圏が生まれる。

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：経産省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意

2018年7月：第25回EU首脳協議で署名

2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

※日EU経済連携協定テキスト(和文)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html



●日中韓経済連携協定について

11月5日に中国西安で開催された日中韓繊維産業協力会議において、日本側は日中韓FTA、RCEPの早期締結による高いレベルでのアジアの自由化が業界に有用とのセッションを行った。

日中韓FTAについて



1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）
 2017年4月：第12回交渉会合を開催。
 2018年3月：第13回交渉会合を開催。

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

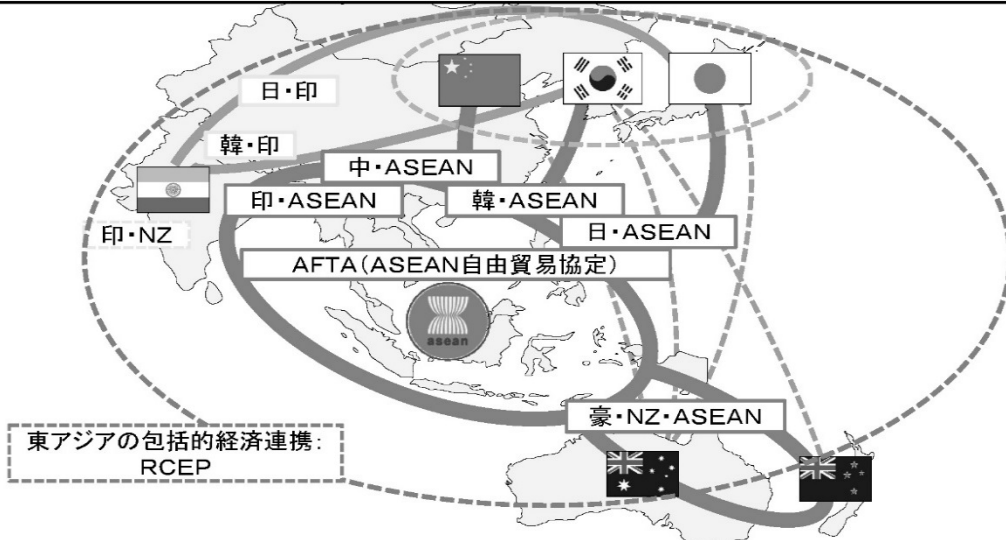
- 調整中(次回の交渉会合の開催地は中国)。

2017年4月：第12回交渉会合(首席代表会合)(東京)

2018年3月：第13回交渉会合(首席代表会合)(ソウル)

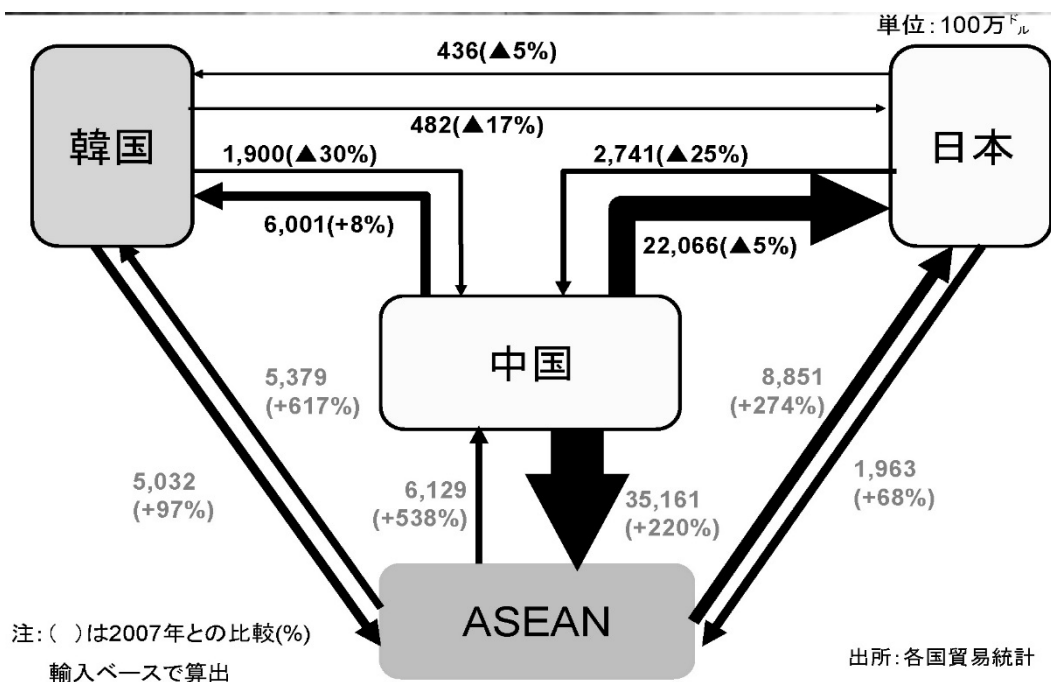
東アジアの繊維貿易フロー（2017年）

- ・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
- ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



2

中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響





●日・RCEP経済連携協定について

11月12日、シンガポールにおいて閣僚会合と14日には首脳会合が行われ、世耕経産大臣が出席した。この場で「現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを2019年に妥結する決意である」との共同首脳声明が発出された。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

1. これまでの経緯

RCEPとは、既にASEANと「個々にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。

2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。
 2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。
 2013年5月：第1回交渉会合(於：フルネイ)を開催。
 8月：第1回閣僚会合(於：フルネイ)を開催。
 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。
 2014年：第3～6回交渉会合を開催。
 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。
 2015年：第7～10回交渉会合を開催。
 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。
 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。
 2016年：第11～16回交渉会合を開催。
 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。
 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を発出。
 2017年：第17回～20回交渉会合を開催。
 9月：第5回閣僚会合(於：フィリピン)を開催。
 11月：閣僚会合(於：フィリピン)を開催。
 RCEP首脳会議(於：フィリピン)において、「RCEP交渉の首脳による共同声明」を発出。
 2018年2月：第21回交渉会合(於：インドネシア)を開催。
 2018年3月：第4回中間閣僚会合(於：シンガポール)を開催。
 7月：第5回中間閣僚会合(於：東京)を開催。

2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント

○ 交渉の原則(抄)

参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。

○ 物品貿易

交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。

3. 「RCEP交渉の首脳による共同声明」(2017年11月首脳会議)(抄)

閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示する。

4. 今後の予定

8月末 第6回閣僚会合(シンガポール)

2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)

2018年7月：第23回交渉会合(バンコク)

2018年8月：第6回閣僚会合(シンガポール)

2018年10月：第6回中間閣僚会合(シンガポール)

2018年10月：第24回交渉会合(ニュージーランド)

2018年11月：閣僚会合・首脳会合(シンガポール)



RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。

2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月
~2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。

2012年7月 : 共同研究報告書の公表。

2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。

2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。

2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。

2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。

2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。

2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。

2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。

2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催



●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて



○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。
 2011年3月～2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。
 2012年3月 : 共同研究報告書の公表。
 2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。
 2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

●日・トルコ経済連携協定について

日トルコEPAについて



1 これまでの経緯

2011年11月 : G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。
 2011年12月 : 訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。
 2012年7月 : 第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。
 2012年11月 : トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。
 2013年2月 : 東京で共同研究第2回会合を開催。
 2013年7月 : 共同研究報告書を公表。
 2014年1月 : 日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。
 2014年6月 : スコーピング協議。
 2014年12月 : 第1回交渉会合を開催。(於:東京)
 2015年4月 : 第2回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 2015年9月 : 第3回交渉会合を開催。(於:東京)
 2016年1月 : 第4回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 2016年6月 : 第5回交渉会合を開催。(於:東京)
 2017年1月 : 第6回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 2017年9月 : 第7回交渉会合を開催。(於:東京)
 2018年1、2月 : 第8回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 4月 : 第9回交渉会合を開催。(於:東京)
 6月 : 第10回交渉会合を開催。(於:アンカラ)

2 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

○日EU・EPAとの関係

両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。

○センシティブ品目の扱い

関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。

○結論

特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3 今後の予定

調整中

2018年9月: 第11回交渉会合(東京)

●特許公開情報

2018年11月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年11月公開分)

< 11月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-188783	上海全科企業発展有限公司 (中国)	超微細柔軟タオルにおける平滑端の製織方法及びタオル
2	特開 2018-188779	東レ・デュポン株式会社	補強用布帛
3	特開 2018-188768	帝人フロンティア株式会社	グローブ用布帛および繊維製品
4	特開 2018-188753	帝人株式会社	布帛および繊維製品
5	特開 2018-188752	KBセーレン株式会社	複合繊維およびそれからなる布帛
6	特開 2018-186878	東レ株式会社	内視鏡レンズ拭き取りクロス
7	特開 2018-185040	三ツ星ベルト株式会社	はす歯ベルト伝動装置
8	特開 2018-184686	帝人株式会社	織物および繊維製品
9	特開 2018-184680	大建工業株式会社	防汚性紙紐及び該紙紐織物
10	特開 2018-184675	三菱ケミカル株式会社	清涼感に優れた織編物
11	特開 2018-184674	KBセーレン株式会社	複合繊維、布帛および繊維構造体の製造方法ならびに衣類
12	特開 2018-182285	喻 孟華 (台湾)	布帛構造
13	特開 2018-178336	帝人フロンティア株式会社	グローブ用布帛および繊維製品
14	特開 2018-178335	帝人フロンティア株式会社	靴下およびその製造方法
15	特開 2018-178333	ユニチカ株式会社	延伸マルチフィラメント糸の製造方法
16	特開 2018-178321	東レ株式会社	複合紡績糸およびそれを用いてなる繊維構造物
17	特開 2018-178299	株式会社豊田自動織機	繊維構造体、及び繊維強化複合材の製造方法
18	特開 2018-178297	旭化成株式会社	人工皮革
19	特開 2018-178289	株式会社豊田自動織機	プリフォーム及び繊維強化複合材
20	特開 2018-178275	東レ株式会社	摺動布帛およびウインドウガラススタビライザ
21	特開 2018-178274	東レ・デュポン株式会社	耐切創性布帛
22	特開 2018-177204	堺ディスプレイプロダクト株式会社	日除け装置および画像表示モジュール
23	特開 2018-177038	トヨタ紡織株式会社	エアベルト



24	特許 6424251	ソンウォルピナジェイエス シー (ベトナム)	パイル織物及びその製造方法
25	特開 2018-172832	KBセーレン株式会社	医療用織物及びその製造方法
26	特開 2018-172823	東レ・デュポン株式会社	建造物補強用繊維シート
27	特開 2018-172819	株式会社豊田自動織機	繊維構造体及び繊維強化複合材
28	特開 2018-172818	株式会社豊田自動織機	繊維構造体及び繊維強化複合材
29	特開 2018-172815	ユニチカテキスタイル株式 会社 ユニチカテキスタイル株式 会社	リング精紡交撚糸、該リング精紡交撚糸を 含む織編物、及び該リング精紡交撚糸の製造方 法
30	特開 2018-172814	ユニチカトレーディング株 式会社	複合拵加工糸、織編物、および複合拵加工糸 の製造方法
31	特開 2018-172812	ユニチカトレーディング株 式会社	ストレッチ綿織物及びストレッチ綿織物の製 造方法
32	特開 2018-172103	豊田合成株式会社	エアバッグ用耐熱補強布
33	特開 2018-168515	KBセーレン株式会社	高収縮性常圧カチオン可溶性ポリエステル織 維およびそれを用いた混織糸並びにそれら を用いた布帛
34	特開 2018-168501	ユニチカ株式会社	導電性布帛およびこの導電性布帛に用いられ る導電性繊維
35	特開 2018-168499	トヨタ紡織株式会社	加飾材及びその製造方法
36	特開 2018-168483	東レ株式会社	吸水性に優れた混紡糸およびそれを用いて なる繊維構造物
37	特開 2018-168477	岐セン株式会社 東レ株式会社	難燃性織編物

11月の行事

- 11月 1～2日……………綿工連綿's倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)
- 11月 2日……………綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)
- 11月 5日……………第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)
- 11月 9日……………近畿以西事務局会議(九州産地)
- 11月21～22日……………JFW-Premium Textile Japan 2019 A/W、JFW-Japan Creation 2019
- 11月26日……………第124回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

12月以降の行事

- 12月 1日…………… 綿工連綿's 倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
12月 5日…………… 織産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)
12月11日…………… 平成30年度第2回取引改革委員会(東京・TFTビル)
12月20日…………… 第6回繊維産業技能実習事業協議会(東京・経済産業省)
1月11日…………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
1月16日…………… 織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
1月24日…………… SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)
1月24～25日………ピワタカシマ2020春夏素材展 東京展(東京・ふくい南青山291)
1月29～30日………播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)
1月30日…………… 第125回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
2月7～8日……………ピワタカシマ2020春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)
2月21～22日………遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
3月 2日…………… 綿工連綿's 倶楽部全国交流会(名古屋・名古屋観光ホテル)
3月19～20日………第7回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
5月21～22日………JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を推進しております。